

木造住宅耐震診断士派遣事業について

～地震による家屋の倒壊から生命を守るため、住宅の耐震診断を受けてみませんか～

市では「木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。この事業における耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会の定める一般診断法で、耐震補強が必要かどうかを診断するものです。

○受付期間 7月16日(水)～9月16日(火) 8:30～17:15

※土・日曜日、祝日を除く。

○対象住宅 市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を除く)
- ・地上階数が2階以下のもの
- ・延べ床面積が30㎡以上のもの
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は述べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの

○対象外住宅

- ・木造以外で建築されたもの(鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)
- ・丸太組工法(ログハウス)、プレハブ工法等によって建築されたもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊・半壊と判定された住宅

○募集棟数 10棟(先着順)※原則として1所有者1棟

○個人負担金 1棟2,000円

○申込資格

上記の対象となる所有者及び世帯員が市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等)を滞納していないこと。

○申込方法

所定の申込書に必要な書類(建築確認通知書または建築工事届出書の写し等)を添付し、本庁都市建設課に提出してください。

※建築確認通知書、建築工事届出書がない場合は固定資産所有証明書の写しを添付してください。固定資産所有証明書は、本庁税務徴収課及び各総合支所市民福祉課で発行しています。

※申込書は本庁都市建設課及び各総合支所経済建設課に用意されています。

○注意事項

- ・耐震改修工事を実施するには更に精密診断が必要になります。
- ・耐震診断(一般診断)は建築当時の耐力を診断するものであり、東日本大震災による被災状況を診断するものではありません。
- ・診断結果は、り災証明に関する調査及び地震保険の損害調査には使用できません。

申込・問 本庁 都市建設課都市整備G ☎52-1111 内線254

裁判所職員一般職試験(高卒者試験)について

○受付期間 7月15日(火)～24日(木) ※7月24日消印有効

○受験資格 平成26年4月1日現在、高等学校卒業後2年以内の方及び平成27年3月末日までに高等学校を卒業見込みの方

○試験日・試験種目

〈第1次試験〉 9月14日(日)
基礎能力試験(多肢選択式)・作文試験

〈第2次試験〉 10月中旬～下旬
人物試験(個別面接)

※詳しくはお問い合わせください。

問 水戸地方裁判所事務局総務課人事第一係 ☎029-224-8421

H・P <http://www.courts.go.jp/>